

精神障害者保健福祉手帳(1~3級)所持者の福祉便覧 (広島市:令和4年4月1日現在)

項目	手帳等級			説明	担当窓口 (詳しいことはそれぞれの担当窓口にお問い合わせください)	
	1級	2級	3級			
自立支援医療(精神通院)	○	○	○	通院によって、精神障害の医療を受ける場合に、医療保険適用後の自己負担を公費で負担。自己負担は、原則医療費の1割(世帯の所得水準に応じ、負担上限月額を設定) 精神障害者通院医療費補助制度の併用により、承認後の自己負担は無料。 新規申請時のみ、下記の条件をすべて満たせば「診断書兼意見書」(以下、診断書とする)の添付が不要な場合あり ・広島市において、診断書による申請で手帳交付を受けた方(年金証書による申請、転入により診断書兼意見書を提出せずに承認されたものは不可) ・自立支援医療の申請受理日時時点で手帳(診断書に基づき認定した手帳限定)の有効期限が残っている方 ・課税世帯は「「重度かつ継続」に関する意見書(追加用)」の提出が必要 ・再認定(更新)申請の場合は不可	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口>	
重度精神障害者通院医療費補助	○	-	-	※ 自立支援医療受給者証(精神通院)も所持している必要あり ・医療保険が適用される医療費の自己負担分(入院に係る医療費の自己負担分を除く)を補助 ・所得制限あり ・広島市内に住居登録のある方 等	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口>	
重度精神障害者介護保険利用負担助成	○	-	-	重度精神障害者通院医療費補助受給者かつ介護保険の要介護・要支援状態の認定を受けた方を対象に、一部の介護保険サービス費用の1割を助成。	健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 ☎504-2228	
後期高齢者医療の障害認定	○	○	-	65歳以上75歳未満で手帳1級2級に該当し、申請により、後期高齢者医療広域連合に認定された場合、後期高齢者医療制度に加入することが可能	中区福祉課 ☎504-2570 東区福祉課 ☎568-7730 南区福祉課 ☎250-4107 西区福祉課 ☎294-6218 安佐南区福祉課 ☎831-4941 安佐北区福祉課 ☎819-0585 安芸区福祉課 ☎821-2808 佐伯区福祉課 ☎943-9729 (いずれも高齢介護係)	
税金の減免等	所得税の障害者控除	○	○	○	本人又は控除対象配偶者もしくは扶養親族が手帳所持している場合	広島東税務署 ☎227-1155 海田税務署 ☎823-2131 広島西税務署 ☎234-3110 廿日市税務署 ☎0829-32-1217 広島南税務署 ☎253-3281 吉田税務署 ☎0826-42-0008 広島北税務署 ☎814-2111
	住民税の障害者控除	○	○	○	本人又は控除対象配偶者もしくは扶養親族が手帳所持している場合	中央市税事務所 (中区) ☎504-2564 (南区) ☎504-2751 東部市税事務所 (東区、安芸区) ☎568-7719 西部市税事務所 (西区) ☎532-0942 (佐伯区) ☎532-1012 北部市税事務所 (安佐南区) ☎831-4935 (安佐北区) ☎831-5016 南税務室 ☎250-8946 安芸税務室 ☎821-4913 佐伯税務室 ☎943-9716 安佐北税務室 ☎819-3913
	住民税の同居特別障害者控除	○	-	-	配偶者控除又は扶養控除の対象者が同居特別障害者(1級)である場合に控除額が加算	
	住民税の非課税	○	○	○	前年の所得が一定額以下の場合には非課税	
	相続税の障害者控除	○	○	○	相続・遺贈により財産を取得した方が障害者である場合に控除あり(障害の程度や年齢に応じて控除額を算定)	亡くなった方の居住地の税務署(問い合わせ先は上記記載)
	預貯金等及び公債の利子所得等の非課税	○	○	○	預貯金、公債等の利子所得が非課税(限度額あり)	税務署(金融機関経由) (問い合わせ先は上記記載)
	贈与税の非課税	○	-	-	特別障害者を受給者とする財産の信託があったとき、一定額までは非課税	特別障害者の住所地の税務署(信託会社経由) (問い合わせ先は上記記載)
	自動車(軽自動車を含む)取得税の減免	○	-	-	本人又は家族が所有し、専ら本人のために使用される場合などに、減免される場合あり	西部県税事務所観音庁舎 ☎232-7694
	自動車税の減免	○	-	-	本人又は家族が所有し、専ら本人のために使用される場合などに、減免される場合あり	西部県税事務所自動車課(新規登録時は上記観音庁舎の自動車取得税の減免窓口) ☎0570-064-247 (PHS・IP電話・一部のダイヤル回線の場合は、電話082-513-5374)
軽自動車税の減免	○	-	-	軽自動車に係る一定の利用条件を満たす場合、軽自動車税が減免される場合あり	中央市税事務所 軽自動車税係 ☎504-2777	
生活保護の障害者加算	○	○	-	生活保護受給者で、障害年金1・2級の方又は手帳1・2級の方で、初診から1年6か月以上経過している場合は、障害者加算の認定を受けられる場合あり	中区生活課 ☎504-2331 東区生活課 ☎568-7727 南区生活課 ☎250-4105 西区生活課 ☎294-6117 安佐南区生活課 ☎831-4940 安佐北区生活課 ☎819-0576 安芸区生活課 ☎821-2806 佐伯区生活課 ☎943-9726 (いずれも保護係)	
貸付	生活福祉資金貸付	○	○	○	手帳所持者の世帯への福祉資金等の貸付 ※貸付には要件があります	中区社会福祉協議会 ☎249-3114 東区社会福祉協議会 ☎263-8443 南区社会福祉協議会 ☎251-0525 西区社会福祉協議会 ☎294-0104 安佐南区社会福祉協議会 ☎831-5011 安佐北区社会福祉協議会 ☎814-0811 安芸区社会福祉協議会 ☎821-2501 佐伯区社会福祉協議会 ☎921-3113
	生活一時金貸付	○	○	○	手帳所持者の世帯などで生活に困っておられる方(生活保護受給世帯を除く)に生活に必要な資金の一時的な貸付 ※貸付には要件があります	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口> 区生活課保護係 ※問い合わせ先は上記記載
	特別児童扶養手当				精神障害などによって日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方に支給 ※一定の所得制限等あり	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口>
	特別障害者手当				20歳以上の在宅の精神障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の方に支給 ※一定の所得制限等あり	
	児童扶養手当(父又は母が重度障害者の場合)				父または母が障害基礎年金1級程度の障害状態にある家庭等で、その児童を養育している方に支給 ※他にも受給できる要件あり	
	障害児福祉手当				20歳未満の在宅の精神障害者で、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給 ※一定の所得制限等あり	
手当等	障害年金				国民年金、厚生年金保険、共済組合の加入者が精神障害となり、日常生活に制限を受けるような状態になった場合に支給 ※他に受給の条件あり	<国民年金> (第3号被保険者期間中の場合は各年金事務所) 中区保険年金課 ☎504-2555 東区保険年金課 ☎568-7711 南区保険年金課 ☎250-8941 西区保険年金課 ☎532-0933 安佐南区保険年金課 ☎831-4929 安佐北区保険年金課 ☎819-3909 安芸区保険年金課 ☎821-4910 佐伯区保険年金課 ☎943-9712 <厚生年金> 広島東年金事務所 ☎228-3131 広島西年金事務所 ☎535-1505 広島南年金事務所 ☎253-7710 <共済年金> 当該共済組合へ
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	精神障害者を扶養されている65歳未満で特別な疾病等がない保護者が加入者となって掛金を支払うことにより、万一保護者が死亡したり、重度障害の状態になった場合に、残された精神障害者に終身一定額の年金が支払われる制度	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口>
障害者自動車運転免許取得費助成	○	○	○	第1種準中型免許及び普通免許を取得した方に自動車学校に納入した経費の3分の2を助成(限度額あり) 市内に1年以上住所を有し、運転免許取得後1年以内に申請が必要	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口>	
市営住宅の入居抽選時の優遇	○	○	-	手帳1・2級所持者のいる世帯(同居親族がある場合に限り)は定期公募において抽選時の持ち玉数の優遇措置あり	中区建築課 ☎504-2578 東区建築課 ☎568-7744 南区建築課 ☎250-8959 西区建築課 ☎532-0949 安佐南区建築課 ☎831-4954 安佐北区建築課 ☎819-3937 安芸区建築課 ☎821-4928 佐伯区建築課 ☎943-9744	
障害者住宅改造費補助	○	-	-	精神障害者の日常生活の利便性の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助(限度額あり、手帳の有無にかかわらず発達障害者のうち、聴覚過敏により防音工事が必要と認められる者も対象) ※補助には一定の所得要件等があります	福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は裏面下の<行政窓口>	
広島県思いやり駐車場利用証の交付	○	-	-	各施設の協力により、「思いやり駐車場」として登録された駐車区画を必要とする人(制度対象者)に、県が発行する「利用証」を交付。	県地域福祉課 ☎513-3142 精神保健福祉課 ☎504-2228 福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は、下の<行政窓口>	
大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業	○	○	○	手帳所持者の一人暮らしの方が、大型ごみを所定の場所まで搬出することが困難な場合の搬出支援。同居する家族がいる場合でも高齢者や障害者世帯で対象となる場合あり(収集運搬料金は必要)	環境局業務第一課(504-2220)又は各環境事業所 中環境事業所 ☎241-0779 南環境事業所 ☎286-9790 西環境事業所 ☎277-6404 安佐南環境事業所 ☎848-3320 安佐北環境事業所 ☎814-7884 安芸環境事業所 ☎884-0322 佐伯環境事業所 ☎922-9211	

精神障害者保健福祉手帳(1~3級)所持者の福祉便覧 (広島市:令和4年4月1日現在)

項目	手帳等級			説明	担当窓口 (詳しいことはそれぞれの担当窓口にお問い合わせください)	
	1級	2級	3級			
NHK放送受信料の減免	○	○	○	<全額免除> 手帳所持者のいる世帯で、かつ、世帯構成全員が市民税非課税の世帯 <半額免除> 世帯主が手帳1級を所持しており、受信契約者である世帯	区福祉課障害福祉係 ※申請先は裏面下の<行政窓口>	
交通運賃の割引	県内バス	○	○	○	広島県内で乗降する場合に限る ・普通乗車運賃 本人5割引(手帳1級所持者と同乗する介護者又は12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者を含む) ・定期乗車運賃 本人3割引(手帳1級所持者と同乗する介護者又は12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者を含む。ただし12歳未満の本人割引はなし)	各バス会社等
	路面電車(宮島線含む。)	○	○	○	普通乗車運賃・定期乗車運賃 本人5割引(手帳1級所持者と同乗する介護者又は12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者2名まで無賃。ただし12歳未満の本人割引はなし)	
	アストラムライン	○	○	○	普通乗車運賃・定期乗車運賃 本人5割引(手帳所持者と同乗する介護者を含む。ただし12歳未満の本人割引はなし)	
	旅客船(似島航路)	○	-	-	・普通乗船運賃 本人5割引(手帳1級所持者と同乗する介護者を含む。ただし12歳未満の本人の割引はなし) ・定期乗船運賃 本人3割引(手帳1級所持者と同乗する介護者を含む。ただし、12歳未満の本人割引はなし)	
	国内航空	○	○	○	本人・介護者1名まで運賃の割引 (割引の有無及び割引率は航空事業者により異なる) 注:手帳は、顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る	
公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)	○	○	○	毎年9月1日現在で市内に住所を有する手帳所持者に公共交通機関の運賃の一部(年間3,000円相当(運賃割引のない公共交通機関の場合は6,000円相当))を助成(手帳1級所持者又は12歳未満の手帳所持者には、タクシーを除き介護者分も助成、重度障害者福祉タクシー乗車券交付対象者は、福祉タクシー券・いきいき乗車券のどちらかの選択)。対象者には毎年6月に申請書を送付(ただし、前年度申請者は除く) 高齢者いきいき活動ポイント事業の併用可能 ※一定の所得制限あり	精神保健福祉課 ☎504-2228 区福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は、下の<行政窓口>	
重度障害者福祉タクシー利用助成	○	-	-	1年間(9月1日から翌年8月31日まで)に500円を限度額とする乗車券を、58枚を限度に交付します。(年度途中で助成対象となった方は、基準月により交付枚数は異なります。) 高齢者いきいき活動ポイント事業の併用不可 ※一定の所得制限あり		
障害者福祉バスの運行	○	○	○	障害者手帳(身体・療育を含む)所持者を概ね半数以上含む10人以上の団体が研修、レクレーション等に参加する場合に車椅子用リフト付バスを運行。利用料は無料(燃料費、有料道路通行料等は利用者負担)	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 ☎263-4524(FAX兼用) 午前9時から午後4時まで(毎週水曜日・祝日の翌日は休み)	
駐車禁止除外指定車標章の交付	○	-	-	この標章を使用中の車両に提示している場合は、公安委員会による指定駐車禁止場所に限り駐車可能	<住所を管轄する警察署の交通課> 広島中央警察署 ☎224-0110 広島東警察署 ☎258-0110 広島南警察署 ☎255-0110 広島西警察署 ☎279-0110 安佐南警察署 ☎874-0110 安佐北警察署 ☎812-0110 佐伯警察署 ☎922-0110 海田警察署 ☎820-0110	
保育料の軽減	○	○	○	保育料の算定の基となる市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に手帳所持者がいる場合は、保育料を軽減	<保育園等が所在する区の福祉課(いずれも児童福祉係)> 中区福祉課 ☎504-2569 東区福祉課 ☎568-7733 南区福祉課 ☎250-4131 西区福祉課 ☎294-6342 安佐南区福祉課 ☎831-4945 安佐北区福祉課 ☎819-0605 安芸区福祉課 ☎821-2813 佐伯区福祉課 ☎943-9732	
市営駐車場等利用料の減免	○	-	-	【対象施設】市営駐車場、安佐動物公園、植物公園、森林公園、西部埋立第五公園 【料金】駐車時間2時間まで減免(安佐動物公園、植物公園、森林公園は全額免除)ただし、最大料金、定期料金、1泊料金、深夜・夜間料金は除く。	利用する駐車場	
市営駐輪場利用料の減免	○	○	○	一時利用は無料、登録利用料は半額	一時利用は利用する駐輪場、登録利用は各区維持管理課(安佐南区・安佐北区を除く)都市整備公社駐車駐輪管理課(☎228-8184)又は利用する駐輪場	
上下水道料金の減免	○	○	-	水道料金、使用料等の減免 ※一定の所得制限あり	<水道局営業所>又は区福祉課障害福祉係 ※区への問い合わせ先は、下の<行政窓口> 中央営業所 ☎511-6911 安佐南営業所 ☎831-4565 安佐北営業所 ☎819-3958 安芸営業所 ☎821-4949 佐伯営業所 ☎923-4121	
NTT電話番号の無料案内	○	○	○	担当窓口で電話し、手続きをすることにより、無料の扱いとなる	NTT番号情報課ふれあい案内担当(☎0120-104-174)	
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	基本使用料等の割引あり	各携帯電話会社	
映画鑑賞料金の割引	○	○	○	・県内の映画館を利用する場合、映画鑑賞料金の割引あり(重度障害者は介護者1名分を含む) ・映画の日(12月1日)は手帳所持者は無料招待(重度障害者は介護者1名も無料)	各映画館	
公共施設の使用料の減免	○	○	○	手帳を提示することで、各施設の使用料が減免される(各施設により減免の内容が異なる)	各施設窓口	
図書郵送貸出	○	○	-	市内に居住または通勤・通学をしている方に、図書の郵送貸出を行う。事前登録が必要。(返却時の郵送料は自己負担。)	広島市中央図書館事業課地域サービス係 ☎222-5542(FAX222-5545)	
障害福祉サービス	○	○	○	・心身の状況(障害支援区分認定調査)や社会生活・居住の状況(概要調査)に関する評価を把握したうえで支給決定 ・介護給付(ホームヘルプ、ショートステイ等)、訓練等給付(自立訓練、就労系サービス、グループホーム等)	区福祉課障害福祉係 ※問い合わせ先は、下の<行政窓口>	
相談支援				・計画相談支援 障害福祉サービスや地域生活支援を利用するにあたり、サービス等利用支援計画(案)を作成し、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)、サービス事業者等との連絡調整を行います。 (障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画(案)を作成し、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)、サービス事業者等との連絡調整を行う。児童福祉法に基づいた障害児相談支援があります。) ・地域相談支援 地域移行支援は、精神科病院や障害者支援施設等を退院・退所する障害者等に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住宅確保、関係機関との調整等を行います。 地域定着支援は、退院・退所後、単身で生活している障害者等に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。		
地域生活支援事業				[広島市が実施するサービスの種類(一部)] 移動支援、地域活動支援センター、障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所等 ※移動支援には社会福祉協議会が実施する社会参加支援ガイドヘルパー派遣制度もある。 ※日常生活用具給付等は一部手帳要件があり、一定の要件が必要です。		
中区福祉課障害福祉係	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1			(082) 504-2588		
東区福祉課障害福祉係	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34			(082) 568-7734		
南区福祉課障害福祉係	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46			(082) 250-4132		
西区福祉課障害福祉係	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1			(082) 294-6346		
安佐南区福祉課障害福祉係	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13			(082) 831-4946		
安佐北区福祉課障害福祉係	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22			(082) 819-0608		
安芸区福祉課障害福祉係	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16			(082) 821-2816		
佐伯区福祉課障害福祉係	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5			(082) 943-9769		